

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年3月5日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件
議案第16号 三次市森林環境譲与税基金条例(案)
議案第26号 三次市農林業集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第27号 三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第28号 三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第29号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)
議案第30号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第31号 三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第36号 三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに
関する同意について
議案第37号 市道路線の認定について
- 4 出席委員 齊木 亨, 池田 徹, 助木達夫, 亀井源吉, 宍戸 稔, 新家良和, 伊藤芳則,
片岡幸治
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【建設部】坂井建設部長, 清古土木課長, 大前都市建築課長, 白石建設部付課長,
藤原建設部付課長, 藤川都市計画係長
【産業環境部】中廣産業環境部長, 行政農政課長, 大谷農林振興係長, 上岡農業委員会事務局係長
【水道局】明賀水道局長, 杉原下水道課長, 森田管理係長, 近藤建設係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○齊木委員長 皆さんおそろいになったようなので、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名であります。全員の出席ですので、委員会は成立しております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、事務局より説明をお願いします。

○議会事務局 おはようございます。本日の審査順でございますけれども、タブレットのほうに掲載させていただいております審査順のとおり予定させていただいております。

水道局の議案1件、産業環境部の議案5件、建設部の議案3件について執行部の提案理由の説明

と質疑までを一応午前中の想定としております。

午後から現地調査を予定しておりますが、1時から会派代表者会議が予定されておりますので、そちらが終了後、現地確認市道川地257号線を予定しています。

お帰りになられましてから、討論、採決、意見集約等を行っていただく予定です。

その後、議会報告会で出された意見についての協議、分科会審査の重点項目の選定をお願いしたいと思いますが、午前中の審査の進み具合によってはこちらを先に行っていただくこともあろうかと思えます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○齊木委員長 以上の日程で進めたいと思いますが、新家委員。

○新家委員 市道認定は1カ所だけしか行かないの。

○齊木委員長 事務局、その理由を。

○議会事務局 今回、市道認定は3件上がっておりますが、2件につきましては事業関係の市道ということで、1件、櫃田につきましては大規模林道の関係で、幅員等規格が十分にあるということ、それからもう一件は国道の375の改良の関係の取りつけ道ということで、規格がしっかり満たされているであろうということ、そのかわり川地につきましてはそういう事業でやっていない道ですので、そちらのほうは現地確認が必要であろうということ、正副委員長と相談をさせていただいて、このような審査順に決めさせていただいております。

○齊木委員長 いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、審査に移ります。

(執行部入室)

○齊木委員長 それでは、議案第31号、三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査します。提案理由の説明をお願いします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 委員の皆様、おはようございます。水道局からの議案1件について、御審査のほうお願いいたします。

議案第31号、三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明を申し上げます。

今回の条例(案)は、令和2年4月1日に施行される地方自治法等の一部を改正する法律が公布されることに伴い、関係条例である三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容について御説明申し上げます。

条例第7条、議会の同意を要する賠償責任の免除の条文中、地方自治法の引用条項が第243条の2から第243条の2の2となり、いわゆる条詰めとなったことに伴い改正しようとするものでございます。なお、施行日は令和2年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします

す。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ないようですので、以上で議案第31号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 次に、議案第16号、三次市森林環境譲与税基金条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 おはようございます。議案第16号ほかの議案について順次御説明をさせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第16号、三次市森林環境譲与税基金条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定に基づき、森林の整備に関する諸施策に要する経費に充てるため、当該譲与金を基金として積み立てようとするものでございます。

森林環境譲与税は、本年4月からの森林経営管理制度の施行にあわせまして、令和6年度から課税される森林環境税に先行して今年度から森林環境譲与税が県や市町へ配分され、今年度、本市への配分額は2,419万7,000円でございます。

森林環境譲与税は、法律でその用途が限定をされています。その内容につきましては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成、確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策、これらに利用する費用に充てることとされております。

そして、この森林環境譲与税に係る広島県の基本方針が、まずは森林管理制度の推進の財源として、森林所有者みずから経営管理ができていない森林を特定するための取組である意向調査を推進するという方針を出されております。

本市においても、県の基本方針に基づき、森林管理制度による森林の意向調査を行うため、本年度、林業アドバイザーを1名雇用し、三良坂町を対象に森林所有者への意向調査を三次地方森林組合へ委託して実施をしております。

本年度の森林環境譲与税の執行見込み額といたしましては、林業アドバイザーの雇用賃金約200万円、意向調査の委託料が約220万円、合計で420万円を見込んでおります。

本年度の森林環境譲与税の配分額が2,419万7,000円でございますので、それに対して執行見込み額が420万円、差し引き執行残額が約1,990万円になります。これにつきましては、3月の補正予算で減額をさせていただき、同額を基金に積み立てようとする補正予算(案)を計上させていただいております。

森林環境譲与税の執行残は、後年度において森林環境譲与税の用途に規定される事業に要する費

用に充てるため、留保し、基金に積み立てをしようとするものでございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員、どうぞ。

○新家委員 特に聞き漏らしたんですが、今期2,419万円程度を譲与されて、その執行が林業アドバイザー1名の賃金と何かおっしゃったのが1つと。その残の1,900万程度を3月にマイナス補正をして、それをどうするかという2つを聞き取りにくかったのを、ちょっと教えてほしいと思います。

それから、広島県は五者会議か何かとって、何とか税、森の何とかがあるじゃないですか。あれとの関係はどのようになるのか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 今年度の執行見込み額が林業アドバイザーの雇用賃金が約200万円と森林所有者に対する意向調査の委託料が約220万円でございます。環境譲与税が2,419万7,000円で、執行見込み額が420万円、差し引き予算残が1,990万円。これを3月の補正で入れさせていただいて、同額を基金に積み立てようという補正予算（案）でございます。

そして、広島県の独自に課税をしておりますひろしまの森づくり税というのがございます。これが、1人当たり500円ですけど、これを財源に人工林の切り捨て間伐でありますとか、放置された竹林の整備等に使っております。

ひろしまの森づくり税と森林環境譲与税のすみ分けということで、まずは環境譲与税のほうは人工林で所有者が全く管理をする意思がないといったものに森林環境譲与税を使って、その意思の確認と管理ができないということであれば、管理を市町へ委託をします。森林の状況を見て、経営が成り立つような人工林であれば、管理を林業事業者へ委託をします。経営的に成り立たないといった場合は、市町がそこを管理するということになります。

ひろしまの森づくり税は、本人にまだやる気があると、意思があるといったところが対象になってまいります。ですから、本人の意思がある場合、人工林で切り捨て間伐をするんですけど、そこをそれから後はやはり経営計画を立てて管理をしていくということになります。

本人の意思があるかないかといったところが、大きくすみ分けをしているという考え方で県の方針が出されております。

○齊木委員長 新家委員、どうぞ。

○新家委員 ということは、県の500円と、今度、国の1,000円と、両方ともその税は我々は負担しなくちゃいかんということになるわけですかね。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 ひろしまの森づくり税が、令和3年度までが期限になっております。森林環境税が令和6年度から課税をされます。広島県のひろしまの森づくり税が今後継続されるかどうかというのはまだ公にはされておられません。

○齊木委員長 ほかにございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 令和2年度までは、残余金1,990万円余りを基金に積むという話で、三良坂から意向調査をやっていくということで、今後のスケジュールですよ。事業内容と基金の積立額の計画、そこら辺はどういうふうになっていますか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 来年度につきましては、甲奴地区と、それから畠敷、2地区を森林所有者へ意向の調査をするようにしております。

○宍戸委員 地区名はいいですけども、いつまでそういう意向調査をして、その財源が余るのを基金に積むというのは今年と同じ格好ですし、令和2年と同じように2,000万円足らずのものを積み立てていくのは何年までなのか。今度、管理をする経費としてこれを使っていく。市がやらないけんことになるときは、その事業費をこれから出していくことになるんでしょうけど、そこら辺の計画について言ったがです。具体的な地区名はまあいいですけどね。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 まず、意向調査ですけど、これは地籍調査がしてある箇所、それから人工林が植林をされているところを優先的に行っていくこととなります。まだ地籍調査が終わっていないところもございます。意向調査に関しては、今のところ長期的な調査になります。15年程度かかるのではないかとこの見込みを立てております。

意向調査をした箇所から市町に預けるといった意思が表示されましたら、再度そこへ森林所有者と内容を詰めていくこととなりますので、それをしつつ、それで合意を得た場合、森林の管理をしていくということになりますので、管理経費が幾ら発生していくとかというのが、今、具体的にはちょっと見れないような状況でございます。

いずれにしても、調査をしつつ森林の管理をしていくということになりますが、ちょっと来年度すぐにとこのことにはならないような状況です。アンケートをしても、半数がまだうちがどっちにしたらいいかわからないというような方もおられますので、ここの意思確認に時間を要しているというのが今の実情です。

ですけど、そこらを並行でしつつ、管理もしていくということになりますが、来年度以降の管理にはなろうかと思えます。そして、いずれにしても譲与税が残額が出てくるということで、他の使い道については、県内市町同様な状況であろうとは思いますが、もっと使い道について、これは県のほうとも協議になりますけど、そういったところでまた県の方針を確認しながら、またこちらから使途の拡大といったところも含めて、今後、検討、協議していきたいというふうに思っております。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 令和2年の場合はアドバイザーの人的費と意向調査の220万と。次年度以降は、それに業務委託料ということが発生してくるんでしょうけども、いずれにしても余ってくるようになる。そこら辺の見込みというのは、委託料のほかに発生するものがあったりするのかわかせるか聞かせてもらいたいのと、基金としてずっと積み立てて、全部使わないけんという先々の見通しというのは、こ

れから立つんですか。

基金で積んだらええと思うんですけども、これは目的基金なんで、ちゃんと使い切らないけん。先の見通しというのは立つんですか。そこら辺をちょっと知りたい。不明な点なんで、聞かせてください。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 確かに配分される金額に対して執行見込みの額というのは少なく、余るという状況になろうかと思えます。この使い道については、やはりもっと森林環境譲与税の使途の中で、天然林にも使えるようなところを我々も思っております。人工林だけでなく、天然林に使っていくという方向性をまた検討、協議もしていきたいと思っております。

来年度については、今の森林所有者に対する意向調査がすごく時間がかかります。もう1名、林業アドバイザーを雇用して、採用していこうというふうに考えております。ですから、人件費のほうはこの倍ぐらいにはなろうかと思えます。意向調査のほうも数カ所行きますので、これも2倍か3倍ぐらいはかかろうかと思えます。

いずれにしても基金残高が増えていくということが想定されますので、人工林優先ではありますけど、そのほかの天然林で何とか使えないかどうかという思いも持っておりますので、そこらは今後、県内市町も含めて検討内容については協議をしていきたいというふうに思っております。

○齊木委員長 ほかに。

新家委員、どうぞ。

○新家委員 森林アドバイザーというのは、具体的にどのような資格が要るとか、どういう指示をすとかというのがあるんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 林業業務に従事をされていた方がおられまして、それを県のほうに登録をされております。そこから、登録されている方から雇用していくという形で、これについては森林環境譲与税の対象になっておりますので、そういったルートでお願いをさせていただいております。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 環境税、当面は基金に積むというのはやむを得んと思うんですよ。しかし、第34条第1項の規定に基づいて、まず1つは森林の整備、これは人工林で本人がやる気がある人の山を整備するよというものでした。それから、2番目として森林の整備を担うべき新規参入の育成及び確保については、市が担わないけんのではないかと思うんですよ。それから、3番目として普及啓発というのもやはり市が担わないけんのではないか。それから、木材の利用の促進、ここらあたりもやっぱ市や森林組合が担わないけんのだろうと。

令和2年度の予算では、440万ぐらいは使うと。残りが2,000万余り残るということですが、これらの整備はどうするかとか、担うべき人材をどのように育成、確保するかとか、要は普及啓発はどうするんかとか、今の促進の木材を利用してくださいという啓発はどんなのにするんかとかというの、今年度から早く言や、森林組合へ丸投げじゃなしに、今年度から計画を立てなければならぬ。どうするか。今からこの基金をどのように使うか。

だから、意向調査やら今の森林アドバイザーだけ払う分ではどうしてもまずいと思うので、そうすると、将来を見越して、将来、財源はこういうものがあるが、どういう形で普及啓発や森林の整備やしよるとか、森林組合は丸投げをしようとか、すまあとか、あるいは個人をどんなものに育成、確保するのを見とるかという計画というんか、それをやはり立てないけんのやないか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 今年度からこの制度が始まりまして、正直、意向調査をどうしていくのかというのがすごく大きな課題で、これはどういうやり方をしていくのかといったところで、そこらも県も入って、それぞれの市町のところに調整会議という県と市と森林組合等が入って、そういう調査のやり方というのを、まずはそこをやっていこうということで、そのほかの用途に対してのどうしていくかというところがまだまだ十分詰め切れていないという状況がありますので、やはり委員がおっしゃられるようにそれぞれのところでどうしていくのかというのは、今後また早急に詰めていきたいと思えます。

木材の利用促進ということで、地域材を使っていくということもあろうかと思うんですが、まだそこらも十分県との確認もとれておりません。そういったところを早くして、やはりこの4つの用途について考え方も整備をしていきたいと思っています。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 もう一点。基金は基金として積み立てて、ほかに使いようがない特定財源なんで、ほかに使われないと思うんですが、できるだけ早くそういう計画を立てて、1年でも早く、やはり特に人材育成じゃ何じゃらというのはやっぱり時間がかかると思うんですよ。そういうのは意向調査を待たずにできる話じゃないかもしれん。確保するためにはどういう方策があるかと、どういう指導が必要とか、基金をどういう形で使いたいとかというのがあろうと思うんで、できるだけ基金へ貯金しとくばっかしじゃなしに、できるだけ早く有効に使う方法を検討して行ってほしいと思いますので、よろしく。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 このたびの分で年間2,400万ですが、最終的には多分これの3倍ぐらい、年間に入ってくるんだらうなという計画にはなっておろうと思うんですが、ここらを使って森林の整備という部分で、今、アドバイザーで調査をするというようなことが、やっぱり環境面とか災害面での効果を見ての整備というのもあるんで、今後の成果だけでやられる予定なんか、それとも全庁的にそこらも含めてやられるつもりがあるんかがまず1つ。

今、森林の管理をする中で、現在やっておられる分収づくりで管理をしよるところとのすり合わせというか、本部の意向はどのようになっているのかというのを、ちょっと教えていただきたい。

○齊木委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 まず、今後の市の体制ということですけども、当面は災害に係るような森林等の整備とかいろんな分はあると思うんですけども、まずは森林管理制度で管理ができていない所有者の特定、それからその方の意向調査、自分でやられるのか、委託をしたいとか、そういう特定をしながら、それを集約して、隣接して新規へ委託することがあれば、そこに集約していくというよう

な森林管理制度を、まず今回の成果を受けて対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、分収林についてでございますが、分収林については、本市は、分収林がありますけれども、これは計画に基づいて市が整備をして、満期になれば皆伐、主伐をしていくときに、費用対効果と申しますか、費用がどのぐらいかかるのか、収入がどのぐらいかかるのかというのを見極めながら、契約に基づいて整備をしていくものでございますが、そういったところも含めて、山の飛び地になって管理されていないところについては、意向調査をした結果で、もしも市のほうに委託したいということであれば、隣接して管理する林業経営体のほうに経営権を移行して集約をして、例えば作業員とかも重複して使えるようなものにしていきたいというふうに思います。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 今のを聞くと、もうかるところについては、今までどおり経営者、所有者がやっていく。もうからないところについて、このお金をつぎ込んでやるよということになったら、その材を売ったときに入るお金もここへ入ってくる。もうからないところでつぎ込んで、どうせ赤字になるんじゃないけど、つぎ込んだ分が何ぼか戻ってくるという分もこの基金へ入ってくるようになるんか、それとはまた別会計になるんか。

今、アドバイザーさんは年間200万と聞いたんですが、雇用形態はどんな。200万でずっとその人がべったりついとるとは思えんですけど、そこらもちょっと教えてください。

○齊木委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 森林管理制度に基づいて、最終的な施業は、市が施業する場合には、災害等に恐れがある場合は、針広交雑林にするという考え方です。要するに、人工林が施業しないと細くなつたまままで、災害時にはそれが伐倒して対応等に影響があるということで、ちょっときつ目の間伐をして、そこに広葉樹を入れて、針広まざった山に返していくというような最終的な施業になりますので、そこに収入が発生してくるというのはちょっと考えられないというふうに思います。

それから、林業アドバイザーの雇用なんですけども、今年度は嘱託員として雇用しております。来年度は会計年度任用職員として雇用して、市の職員と一緒に3名体制でそれに従事していくと。

○助木委員 さっき亀井委員が言われたように意向調査も大事だし、啓発も大事だしというのはよくわかりますよ。だけど、人材育成というんがやっぱりこれがないとなかなか、意向調査をしても今の森林組合がどない任せられるか知りませんが、年々新しい人が入ってきようというとはちょっと違う形態だと思うんです。

農業の担い手とか云々でずっと言っていました。何十年前からというふうに言いましたけど、そんなに増えていないですね。県のほうがセミナーを三次でやっているというふうにおっしゃいましたけど、セミナーでどういう方を対象にセミナーをされて、何人ぐらい来て、三次で独自でやっぱり森林環境税を利用して整備をしていかないけんという思いの中で、三次独自でやるというようなあんな考えはないんですか。あくまで県の対応ですか。

○齊木委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 森林環境税が入るんが、市町だけじゃなくて、全体の1割を県が配分してそこに

入ることになっています。広島県の取組の基本的な方針としては、林業経営体の育成、それから先ほども申し上げました林業アドバイザーの確保、それから啓発普及等については、県のほうが担うというような形になっています。

担当する市町については、当面の方針としては森林管理制度に基づく意向調査、それから集約する計画づくり、あとは県がやった意欲と能力のある林業経営体に集約をさせる計画づくりをやっていきたいと思いますというような方針になっておるといようなところですよ。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 県はそういう意向調査で云々とか何とかかんとかですが、やっぱりそれをできた後の整備ですよ、問題は。全て県でソフト事業みたいなことばかりをやっても、やっぱりそういった整備をする人がおらんですから、そういうことを、さきの話から言いましたら、やっぱり長いスパンじゃないと、そういう仕事に携わる人はいないと思うんですよ。そら、三次でそれをやっちゃいけないということはないと思うんですよ。だから、そういうことも考えながら、15年間の猶予がありましたけど、そういう方は人材育成ですよ。農業にしても、林業にしても、どれだけの人を携わっていただくかということを考えながら、意向調査をしたり、いろんなことをされていないと、並行していかんと、意向調査はできたけど、誰もおらんかったというんじゃない、整備も何もならんです。そういうこともしっかり頭に入れながらやっていただきたいという思いがしとるんで、よろしくお願いします。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 森林の整備というものは、意向調査を待って、本人の意向を聞いて、それこそやらないけんと思うんですよ。ただ、整備を担うべき人材育成とか確保とか、森林の擁する公的機能に関する要は啓発になるわけです。森林が持つ機能の啓発、それから木材の利用促進や何かは比較的今からやらんと間に合わんんじゃないかという、同じような話なんですけど、できるんじゃないかと思うてる。できりゃ三次独自でも、どんどん先行して、よその事例になるぐらい、宣伝になるぐらいの取組をしてもいいんじゃないですか。いつまでも貯金しとるばっかしが能じゃないと思うんですよ。

我々は、県がこうしたからこうするというのもあってもええが、その前に市独自の取組というのは当然必要だろうと思うんですよ。ぜひともそういう意味で積極的にやってほしい。特に人材育成や何かはあちらでもやろうと。今、森林組合が中心になったり、林業試験所がやりよるチェーンソー講習会をやるかと言うてやるんが、ほんまに経営まで含めてやるというのは少ないんで、早くから人材育成を始めなきゃいけない、取り組まんと。

意向調査してやると言うけど、さあというときにやるのが誰かと言や、森林組合だけです。それを丸投げしようという形でのそういうなん。

○齊木委員長 今の意見に対して、特に私のほうからも答弁を求めます。

行政農政課長。

○行政農政課長 環境譲与税で定められております用途、4つの件については、やはり計画的に行っていきたいと思っておりますし、先ほど来、人材育成というところの御意見をいただいております。人材

育成については、今のところ、林業事業体を育成していくということは県が主体でありますけど、やはりそこらのなり手になっていただける、そこは経営的な部分も入ってこようかと思っておりますけど、まずはそういった林業に関心を持っていただく普及啓発も含めて、人材育成につなげていきたいと。そういった計画を、三次市としてもこれから考えていくか、森林組合理事とも連携をしながらといったところも取り組んでいきたいというふうに思います。

○齊木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 これは県という言われるんでしょうけども、今の地籍調査のところを優先してやるというのはわからんこともないんですけども、結局は所有者がわからんというところから発生しとるんですね。地籍調査は地籍調査、これはこれということじゃなしに、今、地籍調査も森林組合がやりよって、三次の場合はね。お金を使って地籍調査というようなところまで踏み込んでできるような話に、国なりと県なりと話をしてから、できるようなことに持って行って、少しでも早く地籍、所有者が明確になって、自分の山の関係がどうなつとるかというのを注意喚起をすることにも役立つと思うんですけど、地籍調査をすることによってね。そういうところに経費を、今言うようにどんどん使う費用があると言うんだつたらわからんことないけども、ないとすれば、さっきの話に戻すように、積み立てるばっかじゃなしに、そういうところに使っていく経費に充てさせてくれるということも言うてってもらいたいと思います。

地籍調査を待ちよつたりすると、いつまでたっても40年先とか50年先のような話をしとるんですね、今は、地籍調査の関係で。山に限って、このお金を使って地籍調査をどんどん並行してやらしてくれということを書いててもええんじゃないかなと思います。これは意見です。

○齊木委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ほかにないようですので、以上で議案第16号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第26号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査します。提案理由の説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 議案第26号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、片野集会所、敷地転作促進研修所及び吉舎転作作物簡易加工施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、別表中、片野集会所、敷地転作促進研修所及び吉舎転作作物簡易加工施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

資料のほうを添付をさせていただいていると思いますが、それぞれの施設の概要を。

片野集会所は吉舎町の敷地でございます。昭和56年2月に竣工して39年が経過をしております。

敷地につきましては、これは民有地で、地元が賃借料を支払っております。そして、地元譲渡に向けて地元の常会から修繕要望がございまして、屋根の塗装やといの修繕等を行っております。修繕費については約110万円でございます。

続いて、2ページの敷地転作促進研修所、吉舎町敷地でございます。こちらが昭和56年3月に竣工し、39年が経過をしております。敷地については、これは市有地でございます。譲渡に係る地元の要望といたしまして、雨どいの取りかえ、そして畳の表がえ等の修繕を行っております。修繕費については約110万円でございます。

続いて、3ページ目の吉舎転作物簡易加工施設は、吉舎町の上安田でございます。昭和57年3月に竣工し、38年が経過をしております。敷地は市有地です。譲渡に係る地元の要望といたしまして、屋根の塗装、それから床の張りかえ等の修繕を行っております。修繕費については約210万円です。

以上3施設の概要でございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 それでは、質疑を願います。

片岡委員。

○片岡委員 この3施設の中で片野だけが敷地、地元が払っておられるということなのですが、これは引き続き地元が払うということになると思うんですが、市有地のところと借地のところ、差がつく分については何らかの配慮があるんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 敷地については、無償で貸し付けを行うということになります。民間の土地を借りて、その分は地元が支払っておられたと、借地料を払っておられたといったところで、その差を埋めるという考えはございませんので、引き続き従前どおりということでお支払いをいただきたいということになると思います。

○齊木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ないようですので、以上で議案第26号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第27号、三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 議案第27号、三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、さくぎ共同利用施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、さくぎ共同利用施設の名称及び位置を削ろうとするものでございます。

施設概要について説明をさせていただきます。添付資料をごらんください。さくぎ共同利用施設、作木町下作木でございます。昭和57年4月に竣工し、約38年が経過をしております。敷地は市

の市有地でございます。こちらでは、水稻の苗の育苗と乾燥を行う施設で、約130戸の農家が利用をされております。施設の配置ですが、次のページをごらんください。施設は合計で11棟ございます。鉄骨造のライスセンターが1棟、それから高架ハウスの育苗ハウスになりますけど、これが6棟、鉄骨造の作業棟が1棟、鉄骨造の農機具保管庫棟、ポンプ室、すくも小屋という配置になっています。

こちらの現在の使用者であります特定非営利活動法人元気むらさくぎから、譲渡に係る要望に基づいてライスセンターの乾燥機、もみすり機、米の選別などの機械の更新と育苗ハウスのガラス屋根の修繕等を行っております。施設整備費は約3,700万円でございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 今回の3,700万、機械の更新とか屋根の修繕もしていますよね。前回の議会のときに、高丸農園も2,000万円程度かかっていると、屋根の吹きかえで。他の地区にはこういうのはないんです。作木にほとんど集中していますけど、他の地域にも同じようなものがあって、同じような要望が出て、同じようなことを考えておられるのかどうか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 共同利用施設で施設管理条例に残っているのは、君田の鑄原ライスセンターというのが1カ所ございます。そこは小規模なライスセンターですけど、それ以外は他の地域にはございません。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 今回もこういう普通財産に落とすということは、高丸のときと同じように地元譲渡という考え方でいいんですね。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 はい、地元譲渡です。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 今回の修繕で、当然乾燥機を更新ということになっているので、さらの乾燥機ごと譲渡ということで、そこらの整備というか、それなりに譲渡するというような感じでやっていくんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 市のほう単独の財源でございます。一定の更新をして地元へ譲渡していくという考え方です。

○齊木委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 財源のほうは、さくぎ共同利用施設については全てふるさと創生基金のほうを、それを財源にしております。

○齊木委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、ないようですので、以上で議案第27号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）を審査します。提案理由の説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 議案第28号、三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市君田町オガコ堆肥センター、三次市三和町有機センター及び三次市甲奴町福田堆肥センターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表中、三次市君田町オガコ堆肥センター、三次市三和町有機センター及び三次市甲奴町福田堆肥センターの名称及び位置を削ろうとするものであります。

各堆肥センターの概要のほうを御説明をさせていただきます。添付資料のほうをご覧ください。

君田町オガコ堆肥センターは君田町の東入君にございます。平成6年3月に竣工し、約26年が経過しております。敷地は市有地です。管理については、市場堆肥組合が行っており、4つの経営体と1つの法人が組合として利用されています。施設の配置は2ページをごらんください。施設は5棟ございます。①管理棟、これが軽量鉄骨造でございます。②が鉄骨造の堆肥舎、3番、おが粉製造施設も鉄骨造です。4、5、堆肥舎が木造でございます。現在の使用者であります市場堆肥組合から譲渡に向けての要望に基づき、ホイールローダーの更新と堆肥舎の壁の修繕を行っております。施設の整備費は約670万円です。

次に、3ページをごらんください。三和町有機センターでございます。住所が安芸高田市甲田町高田原になります。平成10年3月に竣工し、約22年が経過しております。敷地は市有地でございます。管理は農事組合法人安瀬平グリーンファームが行っております。5経営体が組合員として利用をされております。施設の配置は次の4ページでございます。施設は2棟で、鉄骨造の堆肥舎と堆肥のストックヤードでございます。こちらも地元譲渡に向けて農事組合法人安瀬平グリーンファームからの要望に基づき、切り返しの装置でありますとか、ベルトコンベヤーの改修を行っております。施設整備は約4,800万円でございます。

続いて、甲奴町福田堆肥センターでございます。5ページ目をごらんください。甲奴町の福田にございます。平成11年3月に竣工し、約21年が経過しております。敷地は市有地でございます。管理は甲奴有機生産利用組合が行い、3経営体が組合員として利用しています。施設は木造の堆肥舎1棟、プレハブ造の管理棟1棟、プレハブの手前に写っておる、ちょっと見にくいかもプレハブでございます。甲奴有機生産利用組合から譲渡に向けての要望に基づいて、ホイールローダーの更新と堆肥舎の屋根の修繕を行っております。施設整備費は約1,000万円でございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

伊藤委員。

○伊藤委員 市有地と言われたんですけど、三次市の市の市有地。1つ気になったのが、三和の分

ですけど、安芸高田市、所在地、そこを三次市は持つておるみたいで。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 三和町の有機センターの件は、住所は安芸高田市でございますが、市の所有の土地です。

○齊木委員長 ほかにございますか。

新家委員。

○新家委員 今、議案第26号から28号までそれぞれの施設の地元譲渡、別表から抹消して普通財産にするということの説明をいただいたんですが、産業環境部が管轄しておるその種の施設で、幾らもともとあったのか、総合管理計画の中に幾らこういう施設があつて、幾ら地元譲渡が済んで、残りが幾ら残っているかというのが1点。

もう一つ、高丸農園を前回地元譲渡したときは、固定資産税を今後いただきますという説明がありましたね。今回、特にさっきでっかいのがありました。3,700万でしたか、さくぎ。これもそういう対象になるのか。それ以外の小さいやつはそういうのがあるのかないのか。その点を教えてください。

○齊木委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 三次市公共施設総合管理計画で管理をしている現有施設は63施設ありました。実際に63施設の中で、農政課が所管しておる施設というものを財産管理台帳から引っ張り出して調べますと、今回の提案させていただいておる26から28号のものを引くと、多分残りが76施設あります。今まで集会施設を含めて地元へ譲渡したものが42施設、合計118施設ですが、先ほど言いました産業系施設と集会施設を一緒にした数字でございます。公共管理施設の計画の数字とは若干、財産管理台帳に基づいて。

○新家委員 課長の説明の意味がようわからん。26号で出している施設があるでしょう。27号、28号でそれぞれ施設が違うから議案を分けとったんでしょう。それぞれに相当するもともと産業環境部が管理しておる施設がそれぞれ幾らあつて、今回の提案で幾ら減つて、残りが幾らになつて、それを今後どうなるんか。あるいは、これ以外もまだ管理しておる施設があれば、あわせて教えてもらうとわかりやすい。

○齊木委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 26号に係る集会施設ですけども、あと残りが5施設あります。

○新家委員 もともと幾らあつて、幾ら減つて、今残つておるのが幾らで、それをどうするかというがやを説明してください。今すぐわからんかったら、後で資料提出でもいいですよ。

○齊木委員長 はい、どうぞ。

○新家委員 出るんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 固定資産税の関係は、規模の大小にかかわらず地元譲渡後は課税とします。

○新家委員 全部対象ですか。

○中廣産業環境部長 はい。ただ、集会所は地元、公共の福祉というようなところで対象ではあり

ませんが。

○新家委員 ですから、議案で言うと27号と28号は対象になるということですね。26号は対象にならない。

○中廣産業環境部長 はい、26号以外が。

○新家委員 そうですね。はい、わかりました。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 2点ほど。三良坂センターは残るんですよね、これでは、ほかに堆肥センターなんかないのなら、ついでにこれらも一挙に普通財産へ落として、地元としたらいいんじゃないかというのが1つ。

もう一つ、堆肥センターからできた製品というか、堆肥は例えば耕作農家が使うんですよね。そのときに、今までは価格は大体決まってきたんじゃないが、今からは各地でやるんじゃないか、価格統制がないなる。任せるんですかね、そこは一切が。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 今回、3カ所の堆肥センターを普通財産に落とします。残りがあと4施設、堆肥センターが残ります。こちらについては、今、管理者のほうと協議を行っているところでございます。

堆肥の販売価格は、それぞれのところで価格を決定されておりますので、統一した金額というものではございません。ですから、そこは堆肥製造に係る経費であるとかといったところでそれぞれが設定をされているというふうに考えております。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 先ほどの新家委員の関連なんですけど、固定資産税がかかる分のおおむねどのぐらいかかるんか。見込まれとるんが1つ。

三和町の有機センターは安芸高田市にあるんですけど、通常で言うと公共施設の部分は安芸高田市でも固定資産税はかからんはずなんですけど、三次市が持つからですけど。これは三次市が固定資産税をかけるということになったときに、安芸高田市にかかりますよね。安芸高田市にある物件だから。多分土地もかかってくることになると思うんですけど、市有地だったらかかるんか、かからないのか。安芸高田市にあるんじゃないか、三次市が固定資産税をもらえんという話になって、公共のじゃのうなったら、安芸高田市に市の所有の敷地のほうの固定資産税を払わないけんようになるんじゃないかと思うんじゃないか、払う必要があるのか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 三和の堆肥センターの今後の課税のかけ方というか仕方です。ここはちょっと詰め切れて、確認ができていなかったんで、そこは安芸高田市のほうと、また所有者にもその確認をとりたいたと思いますけど、安芸高田市の管轄にはなろうかと思えますけど。

それと、それぞれの課税額は、今、把握しておりません。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 基本的には、これを出してくるまでにそこらの安芸高田市との協議が幾分かされてお

るか、税法上の解釈ができておるべきなんだろうなと思うんで、ちょっとそこはしっかり回答を早急にいただくような。

○齊木委員長 関連で、伊藤委員。

○伊藤委員 今までも安芸高田市にあったんですから、土地は三次市の土地だったんだから、管理のものだったんでしょう。払うことないですよ。

○片岡委員 多分公共施設は払わんでええ。じゃけど、公共施設でなくなるということで、払わな
いけなくなる、課税するなら。

○宍戸委員 譲渡をするんじゃけん、譲渡の条件として、そういうことはちゃんと示されておらんと。それ以後はわかりませんという答弁をするんじやたら、これは譲渡できん。

○齊木委員長 すぐ調べられるなら調べていただいて。

○宍戸委員 これ、受けるほうも受けるほう。何かわからんもんを受けちゃいけんよ。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 調べてまいります。

○齊木委員長 いいですか、次、行きますよ。

この議案については、また後からにさせていただきます。

じゃ、次、これは終結前に先送りと。

次、議案第36号、三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする
ことに関する同意についてを審査します。提案理由の説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 議案第36号、三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準
ずる者とする事に関する同意について説明をいたします。

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定では、市町村長は任命に当たっては認定農業者等
が過半数を占めるようにしなくてはならないというふうになって定められております。本市の場合、
農業委員の定数が19人でございます。10名以上が認定農業者が占めなければなりません、こ
の同法第8条第5項のただし書きで、その区域内における認定農業者が少ない場合はこの限りでは
ないというふうの規定をされております。

その認定農業者が少ない場合というのが、委員定数の8倍、委員定数が19人ですので8倍すると
152人。認定農業者が152人を下回る場合は、この限りではないということになります。本市の似認
定農業者が2月末で115名ということで、ここのただし書きが適用されます。

それで、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定、これがいわゆる例外規定にな
ります。ここの例外規定に基づいて、それらについて議会の合意を得た場合は、認定農業者に準ず
る者をもって過半数をすることができると規定をされております。

今回、農業委員会の改選に伴いまして、委員に任命しようとする者のうち8名が認定農業者等
でございます。委員定数19名の過半数を満たしていないため、農業委員会等に関する法律施行規則第
2条第1号の規定、いわゆる例外規定でございますが、例外規定の1つに認定農業者の親族という
規定がございます。その親族に当たる者が2名おられますので、8名の認定農業者と2名の準ずる

者、合わせて10名をもって過半数としたいために、農業委員会等に関する法律第8条第5項と、それから農業委員会等に関する法律規則第2条第1号の規定により、議会の同意を得ようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審査の上、御承認いただきますようよろしく申し上げます。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 ちょっと説明がよくわからなかったので、今回、農業委員の報償費を下げましたよね。そのときに、19名か知りませんが、応募しとるわけでしょう。その中で、認定農業者が今回申請者が8名ということで足りないから、例外適用を受ける。その2名というのは認定農業者の家族であって、例外適用に相当する。認定農業者が過半数を応募になった方がおらんかったという、この8名プラス2名というのは、今回応募された中の方、すなわちあとの19名ですから9名は全く認定農業者など関係のない人が応募されとるということなんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 8名が認定農業者、2名が認定農業者に準ずる者で、それ以外の方は認定農業者ではない。農業はしておられますけど、そこの認定は受けておられないという方と、1名は中立の委員というのがおられますので、農業とは関係のなしに、立ち位置というか立場での委員という方もおられます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 今回の応募は定員どおりであったのかどうかということと、まずそれ。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 19名の定員に対して21名の応募がございました。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 21名の中から19名を選ぶわけですね。それが、今度の人事案件で最終日に提案されるわけですね。ということは、認定農業者の方は確実にその中に入るという解釈でいいんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 19名の定員に対して21名の応募がございまして、その選考評価委員会というのを開催をして、19名の応募者をリストアップをしております。その19名のうち8名が認定農業者で、2名が準ずる者ということで、19名の全員の案を出させていただく予定でございます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 いや、私が知りたいのは、21名応募された方の中に認定農業者が8名いらっしゃるわけでしょう。その認定農業者の方は確実に今回選ばれるということにつながるのかどうか、選考の中で。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 選考の中ではそれは確実にということではございません。

○新家委員 確実にではないと。

○中廣産業環境部長 はい、それは審査委員が審査をして、その結果19名をリストアップをしてお

ります。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 過半数を認定農業者で占めなさいということが大前提と。今回8名の方は過半数に足りないから、親族を含めて選んだけども、そういうことだったら、認定農業者と言えば優先的に選ばれるのかなと思ったがやけど、そうじゃないの。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 応募の時点で書類審査と面接審査がございますが、認定農業者ということで配点はプラスを、加点をしております。ただ、書類上の審査と面接の審査で総合的に判断を。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 この制度、やっておられるんですけど、今も出たんですけど、例えば21名であれば満たしておるわけです。ただ、認定農業者に決めるというのは、条件、要素も多分あるだろうと。一生懸命やろうとしている、農業委員になろうとしておる人を、認定農業者でも外されると。ましてや10人もおらにやいけん、認定農業者の条件は10人と言いながら8人しかしていない。これはちょっと問題じゃないかと。一生懸命、農業委員会に入って農業を支援してやっていこうとする人の中に。それならもう全部ひらにしてやるとかということも含めて、本来選挙でやりよったんをこういう方法でとり出したわけで、そこに問題があるというふうに意見だけ言っておきます。今さら変える答えもできんやろうけん。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 21人の応募があつて19人、評価委員さんにするところで漏れた2名の方の中に、認定農業者またはこれに準ずる方がおったのか、おらんのか。

それと、今回、認定農業者8人と準ずるという人たちの2人と同じ親族の認定農業者が8人の中におつてんか、おっていないか。じゃけ、1つの親族やけど、親族の中で2人出る方がおつてんか、おっていないのか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 19名の定員に対して21名の応募があつて、2名が該当しなかったということで、その中には認定農業者の方もいます。

準ずる者の親族が認定農業者にいるかといったところは、それはおられません。

○齊木委員長 ほかに。

宍戸委員。

○宍戸委員 第2条の定数19というのは、自治連から1人ということ、各自治区から1人ということもどっかにあるんですか。それで19を決めるというのがですか。君田なら君田から2名出るということはまかりならんと。そこら辺のあることで、今のようなただし書きも使わないけん部分が出てくるのかなと。例えば君田から認定農業者が2人出ていって、それはだめですよと。今、伊藤委員が言われたようなことだったら、だめじゃということになってきとるんかと。名前まで言うて聞くことはないですけども、そういうのが評価点の中に出てくるんですか。そこらを聞かせてください。

○齊木委員長 上岡農業委員会事務局係長。

○上岡農業委員会事務局係長 選出法については、市内全域で委員を募集するという事になって
います。言われているのは、あくまでも地域、19自治組織になっておりますけど、その組織の中で
地域に根づいた方ということで位置づけさせてもらって、その中で、例えば地区から推薦をいただ
くということで一応推薦をいただいておりますが、それはあくまで選考前のお話でありまして、選考
については、例えば今言われましたように君田の方が2名が出てくることは、当然選考の中に入っ
てくるということになります。

○宍戸委員 19という数に、それぞれが立候補した、21名が立候補したと。それに各地域の自治連
のほうから推薦状が出るとる人が19おるとする。多分そうなんでしょう。21の推薦は出ていないはず
です。19の推薦が出るとる。まず、それが優先されると。認定農業者というのはその次の必須条件と
いうことで、例えば君田から2名の1人は推薦があつて、1人は推薦がないと、どちらも認定農業
者だと。こっちの推薦がない認定農業者は落とされる確率のほうが高いですよ。評価的には低いで
すよ。その結果、19の自治連のほうから1人ずつ出るような仕組みにはしてありますよというのが
あるんでしょうか。

○齊木委員長 上岡農業委員会事務局係長。

○上岡農業委員会事務局係長 今言われましたように、自治連のほうから19名という推薦ではなく
て、例えば農事組合法人から推薦とか、土地改良区の推薦と言いまして、そういう団体からの推薦
もいただいておりますので、それが全てではありません。また、個人での推薦と、またみずからが
応募されるというパターンもございますので、それが全て19自治組織であるかということはありません。
このたびの中では、一応19の推薦は自治組織からはいただいております。全ていただいで
いません。

○齊木委員長 よろしいですか。

宍戸委員。

○宍戸委員 そのときに、19の自治連区域から1名ずつ出すというのは基本にはないということ
ですか。地区から推薦がないということになれば、君田から2人の農業委員が出てもおかしくない
ということも、それはもう十分考えられることで。

○齊木委員長 上岡農業委員会事務局係長。

○上岡農業委員会事務局係長 あくまでも国の方針として、その地域に根づいた、例えば自治連組
織からの推薦が好ましいということで、そうでなくてはならないということはありませんので、そ
の自治会でどうか、あと認定法人、あと個人推薦等々もございまして、それをあわせて、当然背
景については考慮しないとならないこともありますけど、それも書類審査、面接で行うという評価
委員会がございまして。

○宍戸委員 それはいいんです。それはいいんですけど、19の自治会組織から出るとる、出すとい
うのが根底にあるんかどうなんか。いろんなところから推薦は出るとるんでしょうけども、基本的には
農業委員さんというのは19の自治連単位で出てもらおうようにしたほうが望ましいということ
を基本にやるとるのか、そこだけよ。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 委員が言われるように、やはり19の自治組織それぞれから出ていただくのが望ましいという考えは持っております。ただ、公募なので、その地区から2名というパターンもありますし、3名出るパターンもあるというような状況でありますので、基本的にはそういう考え方は持っております。

○宍戸委員 立候補する前に、立候補するならもう立候補したという、君田から2人でも5人でも、けど、最終的に議会のほうに同意を求めるといのは、19の自治連単位に1人ずつということを出そうというのが根底にあるのかどうなのかという。選考委員さんの中で、それを規定にしとっちょらることはなかったがや、そういうことじゃけ。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 基本的にはそれぞれの地域から出ていただきたいという思いはございます。ただ、選考の結果にはなりますので、一番望ましいのはそれぞれの地域から出ていただくというのが一番望ましい形になると考えております。

○齊木委員長 宍戸委員、よろしいですか。

亀井委員。

○亀井委員 これは今からどういうふうに、という話なんです、現行でいっては認定農業者が個人か推薦かようわからんが、出た人が外れたというて文句を言われとるんだらう、現行。それで、それまで先ほどえらい引かかるのが、認定農業者が足りんような状態のときには、そういう人はぜひとも入ってもらいたいというような気もするんじやが、認定農業者も落とした例があると、推薦のほうで落ちたところがあるんよ。それで、認定農業者は必ずおらにゃいけんという根拠は何かあるんですか、過半数を。例えば認定農業者の親族を入れたりすりゃ、例えば今の2人が何か結託をすりゃ、どうしたってこの会を動かしてしまうんで、こうはんような形の、何も過半数おりゃないけんようなが、もっと別の方法がええんじやないか。さっきちょっと言われたんですけど。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 認定農業者等の人数の要件というの、これはもう法律に明記されておりますので、これに基づいてやっておるといことで、ただ、過半に満たない場合は例外規定で準ずる者であるとか、元認定農業者であった者とか、あるいは認定新規就農者も例外規定になりますけど、そういった者をもって過半数にするといのはこの法律といことで、これに基づいてやっっていくという考え方です。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 結局、わしが言いたかったんは、結論までに聞いていないんですよ。だけど、それぞれ19の自治連、地域からということにせにゃいけんもんで、この例外規定を設けざるを得ん、設けにゃいけんことになったじゃなからうかなといふふうに思ったもんで、まずは19の地域から1名、それが優先して、それに当てはまる認定農業者が出にゃいけん。認定農業者がおらんから、準ずるただし書きを例外規定を設けて、それぞれの地域に1名にせなけんようなどいふ流れができとるんかどうなんかといふことだけ聞いたかったんです。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 19名がそれぞれの地区から1名ということで、これを設定しとるということではないです。やはり応募があって、その中で選考して、その結果が8名しかいなかったということになります。ですから、その地域ごとで認定農業者が出られるのが一番ベストではありますが、必ずしもそうはならないと。19名の中に8名しかいなかった。準ずる者が2名で、過半数をクリアするというので、この手続をとらせていただいておりますということで、19名がそれぞれの地域から出てもらわなくちゃいけないと、そこが第一優先という考え方ではないです。結果としてこうなったという。

○齊木委員長 どうぞ。

○新家委員 ずっと聞きよって、どうも説明と委員側から聞くのとかみ合っていないような気がするんやき、わしが聞いたときに、今回の申請は認定農業者は8名より多かったと言われたでしょう。結果的には、今8名、今回の申請は8名。ですから、認定農業者が法ではどちらかと言うと最優先ですよ、認定農業者という名前だから。それぞれ地域に根差した人というのは主じゃなくて、従だと思っんですね。ところが、三次市の選考はそちらのほうがどうも優先されておる。認定農業者よりも地域から推薦される人のほうを優先的にどうも選ばれているようなことで、今、受け止めたんです。

まず、選考委員というのはどういう方がなられて、公募された方をどういう基準で選ばれておったのかということですね。今回、最後の日に、18日に農業委員の認定の同意が上げられているんでしょから、それを見れば、今回応募した人が、今まで議論したように認定農業者であっても外れたというケースがあれば、そこでわかると思うんですけども、どうも認定農業者が優先じゃなくて、やっぱり地域からの優先というか。選ぶ側も各地域のほうを優先して選ばれている。本当に農業委員としての機能が果たせる仕組みになっとるんかどうか、問題は、今の選考が。選考委員とどういふことで選考されるのか、ちょっと教えてください。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 選考委員の方の構成メンバーですけど、庁内が総務企画部長、それから地域振興部長、そして産業環境部長、あと外部の委員として農協から、JA三次から1名、この4名で選出をしております。

審査項目といたしましては、認定農業者の要件、中立委員の要件、あと性別、年齢要件、そして農業委員として必要な能力ということで地域への精通や調整力など10項目について面接等の審査で行っております。書類審査と面接審査の総合得点で、それぞれの委員が選考して、上位の者から決定をしております。

○齊木委員長 今の話の中で、19の地域というものは最優先されてはおらん。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 農業委員の推薦になり、個人でもええんですが、推薦とかというときに、農業委員になる方はこういう条件が必要ですよというような条件は全くつけずに、どなたでも好きに立候補してください、あるいは推薦してくださいということですね。条件がついとるんですか。農業委員で

立候補される方はこういう条件を満たしとかなければとか、こういうことを条件を満たしとる方を推薦してくださいとかということがあるんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 特に要件は設けておりません。ただ、団体推薦を受けられる方はこの所定の用紙でとかというようなところは採用しておりますが、個人推薦なり団体推薦、自薦、そういった形で応募されますとかという方式をしております。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 今、選考評価委員の評価基準について口頭では教えていただいたんですが、評価基準をオープンにさせていただくことは可能ですか。評価した分じゃなくて、基準よ。認定者では何ポイントついたよと、それから中立ではどれだけついた、性別、年齢でどこをはじくか、ほんで能力で10項目、ぐらいいあるゆうちゃったけど、それをどういう評価点があるよという。今、上位から順番ということは、今回21人で19人ですから、20番、21番が落ちたということなんでしょうから、今言われた中には多分地域というのは評価の基準の中にはなかったんで、そこを明らかにオープンにさせていただきや、こっちがもやもやしとる部分ははっきりするのかなと思うんで、基準をオープンにさせていただきたいと思うんですが、よろしく。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 それは、様式の基準ではまた後ほど提出をさせていただきます。

○齊木委員長 今のは大丈夫ですか、皆さん。

○宍戸委員 じゃけ、委員会が原案どおりと言うたら、もう19名の方がぱっと出てくるんでしょうけども、ここの今の審議というのは非常に大切なんです。今言われるように何をもとにしてから、こういう人らが同意を求められてきたんかということの経過を私らはちゃんと知っとらんと、議案として採択というようなことにならんので、そこら辺はちゃんと言うてくださいと言いはるんじやけども、それがあやふやに言われると、これは保留になる可能性もある。そういう答弁をちゃんと意識してしてないと、19の定数が何で19になっとるのか。私らがぱっと思うたら、地域から1人というようなことになっとるのじゃないのか。これも審査です。それは全く関係ありませんよという、部長が答弁したんですよ。

言うたことと、出てきた結果が、それぞれの19の自治連から1人じゃいうことになったら、言うたことが違うじゃないかということになるんです。これは同意できんということになりますよ、その時点で。私は少なくとも同意できんという立場に立つと思います。どういう経過で選ぼうと、選考されて、出そうとしてんか。これの例外規定はこういうことで例外規定を適用させてもらったんじやと。でないと、この議案に対して同意できんですよ。そこら辺、ちゃんと筋道を立ててから説明してくれてないと。全く聞かれたことに対して、君田から2名、3名、自薦、他薦を含めて出てきちゃって、それが選ばれんかったのかということよなとこまで、本会議で追及せないけんようになる。

○齊木委員長 関連。

○伊藤委員 今までの名簿を今見よるんですけど、全部19の地域に1人ずつということの過去の実

績があるじゃないですか。結果的にそうなったんだという、たまたまなったのかということで、前回も含めて言ったときに、実は選挙でやっていいんですけど、それはできんのは、各自治連から1人を推薦なり、出てきてもらうというのを基本にしたほうが、ある面じゃ全市をカバーできて、そこから2人、3人出てきたら、例えば君田から3人出てきたとしたら、1人を選ぶということで、選考委員で検討してもらえばええし、じゃなしに、この人にしてええか、あれがええかという話し合いをしてもうてもええんじゃないですか。

今までも農業委員会、選挙であったけども、いろいろ話をしながら選挙にならんでやってきたというのもしとるじゃないですか。地域から出てもらうということでのいうのを、ある程度とってもらえれば、前回もそういう認定なんで、都合のいい人だけ、じゃ市が認定するんだなって、やっぱりもとから出てきてもらったという経緯もあって、出してもらうと。その中にたまたま10人認定農業者がおらんといけんのが8人しかおらんかったら、そこは考えないけん部分が出てくるわけでしょう。

認定農業者に準ずる者が地域から出てもらうか、認定農業者が出てきてもらうように、相談も含めてせにゃいけんということになってくると思う。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 農業委員の定数の19人というのは条例でも定めていただいておりますし、この19人の人数の考え方というのも法律に基づいての設定の人数になっております。19人のときに、やはりそれぞれの地域からという19の自治、ちょうどその数字が合ったというところもあろうかと思いますが、定数の19人に対して19の自治区ということで、その考え方は基本にはあったと思っております。考えております。

応募が多いというのは、言われるように、そこは選考していくという考え方ではあります。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 農業の問題と、農地の問題と、これだけ問題が多い三次市の今の中で、認定農業者の役割というのはそれなりにあると思うんですね。もし仮に今回、認定農業者の方が選考に漏れておるということに結果的につながっておるのであれば、やっぱりそこはきちっと明確に議会に説明してほしいので、なぜ選考から落ちるの。やはり認定農業者というのは、それなりにやっぱり農業に対する意欲と力がある人だろうと、私なりに解釈して、その点はわかります。私なりにはそう思っとる。そういう方が、やはり三次市の農業政策に対して農業委員という立場で協力してもらえたらということにつながるんだらうと思うんですけども、どうも先ほどの質疑を聞くに、どうもそんなような体制になっていないんじゃないかと。

何となく農業政策をやる三次市の意向にまあまあ余り文句を言わんような人を、結果的に選んどるんじゃないかなという、そんな勘ぐりさえ出てきたような気がするんで、問題は非常に大きいんだらうね。そういう気がしましたので、議案の認定に対しては慎重に。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 認定農業者の方におかれましては、農業で生計を立てておられるというところを農業を主とされている方で、その農地の利用促進とか、そういったところに非常にたけておら

れる方でございます。ただ、農業部分の推進の考え方と、また面接での人物評価ということにもなるかと思いますが、農業政策とまた反面、それをじゃ地域の農業に生かしていただける方なのかどうなのか、そういったところも含めて評価項目といいますか、のもございますので、これはもう評価委員の皆さんがそれぞれ選考をされた結果でというのが結論でございます。

○齊木委員長 あくまでも19にはこだわらずに、通常の評価の仕方で行われたということですね、違うの。

○宍戸委員 言えんのかあるか知らんですけども、19がたまたまじゃというのは、他の農業委員会、バランスがあるからこの地域の農業者数とか農業従事者数から見たときの農業委員の定数が19じゃというのを決めた。それがたまたま19あったという言うんだけど、それはそこまで納得しましょう。ただ、19の農業委員を選考で絞り込むという段階で、地域に明るい人と言うたとき、イコール19の自治連というふうに捉えるということが一番優先するんじゃないか。いや、いけんとは言っていないよ。私はそういう流れで、しかも認定農業者を半分以上せにやいけんというのがあって、今、地域的に見たら8名だと。それプラスの2名欲しいということになったときは、地域性を見たらプラスの2がここのおり出てきたという流れがあるんですという説明だったら、私はですよ、私は素直に納得できるんですよ。

だったんじゃけ、いけまということを私が言よるんじゃない。そういう流れで19を選考してもらように考えとると思います。そのためには、例外規定が議会のほうで通してもらにゃ、そこはできん。そういう選考にはならんのでよろしくお願ひしたいという流れで説明してくれたら、素直に納得できるんです。

じゃから、推薦がどうじゃこうじゃと言うて、流れがあれじゃけ、基準の中で選考されたんかわからんということ、この場では認識せざるを得んですね。その結果出てきたのが19、1人ずつだったのうと言ったら、あのとときに聞きよったのは何だったんだということになる。

○齊木委員長 今回の提案が2人オーバーについても認定がクリアできるための、今言われた19は既存の地域ということで、それに加わる人の数の調整のために2名の調整があったという考え方になるんでしょうかね。

○中廣産業環境部長 調整での2人ということなしに、21名の応募がありました。選考委員で19名を選びました。その19名の中に認定農業者の方が8名で、例外規定に該当する方が2名おられたと。2名が選考が漏れた方に認定農業者の方が1名おられたということなんですけど、出ていただくのに自治連からの推薦というのもあります。団体推薦ということですね。そのほかにも、先ほども言いましたように土地改良区であるとか、そういったいろんなところからの団体推薦とか、個人の推薦、自薦とか、そういうパターンがあって、選考して19人と。認定農業者が8名だったということで、数合わせということなしに、結果として8名の認定農業者の方と準ずる者がたまたま2名おられたということで、これで過半の要件を満たすんですが、逆に認定農業者の方が5名とかしかないといった場合、過半の要件を満たすことができないと。これもまた大きな問題になるんですけど、たまたまそういうケースになっていないということなんですけど、それは19人が必ずしも自治連の推薦で出ていただかなければならないということではないんですね。

○宍戸委員 推薦は持っていないんですけども、そういうことで19から地域に根差したというか、地域に明るい人という文言を捉えただけで、19それぞれに1人はということで選考する者を優先しようじゃないかというのが、選考の中であつとるんでしようと言ったら、ああなるほどな、そうですすねと言われたら、ああそうですすねとなるほどなとなるんです。

それでいけんと、わしは言おうと思って言いよるわけじゃない。いや、それは違うんかもわからん。私の先入観で、19名イコール19自治連に引っかけてから、そこから入っていったけ、それは結果として違うのかなと。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 定数は19という、これは人数的にも法律に基づいて定められておりますので、選考に当たって、19人がそれぞれの地区優先という考え方で選考しているということではないです。それは望ましいことではあるんですが、そこを19人がそれぞれの地区から出ていただくと、それをもって選考していくという考え方ではないです。

○助木委員 齊木委員長、同じことばかり言い合いつこしとるんじゃ。もうちょっと昼だから休憩をして、しっかり協議をもう一回、昼からそういうことをちゃんと説明できるように言わんと、何か同じことばかりで、云々かんぬんで、そこにこだわらないとかと言うんじゃなしに、我々に理解できる説明をせんと、時間は何ぼあっても足らんよ、これは。もう昼じゃけ、申しわけないけれど、しっかり答弁しとるんじゃ、やっぱり整理してこんと、これは平行線ですよ。ずっと聞きよって、そうですよ。変わったことを1つも言っていない。だから、同じことの繰り返しになるわけでしょう。そこは整理してこにゃ。ここで、今ずっとやってもなかなかそらあれですよ。

○宍戸委員 もう一ついいですか。私ら、こういった場合のときに、認定農業者イコール農業委員の資格があるかとかないかというのは、必ずしも言えないと思う。認定農業者というのは、確かにその部門に対しての経営的な能力は持っております。認定農業者の資格を持つことによって、有利な融資がもらえるとか、事業貸与ができるということで、認定農業者の申請もされるということになっていると思います。そういうことがない限り、あんた、認定農業者になってくれやといことを、市のほうから言うこともないし、農協とかが言うこともない。じゃけ、極端に言ったら、こういうところで言っちゃいかんかもしれんけど、自分だけのことをいう人も認定農業者になっている人がおって、そういうところも含めて認定農業者が全て農業委員会の委員に適格じゃと私は思わん。そこら辺から、今の19人を選ぶというのは、認定農業者を優先されとるという言い方からおかしいなと思って、19だったら19の自治連から地域性を優先して、地域の農業の關係に精通されとる、状況もようわかっておられる、そういう人が何ぼ小さい規模でもやっとして、地域の世話をされとるというような人のほうが適任じゃというふうに私は思うんで、やっぱりそれぞれの地域に1人ずつおっちゃったほうが、1つはやっぱり優先的に考えて選考すべきじゃなというのを思うたもんで、それを言いました。

○齊木委員長 それじゃ、一応反対する意見もあるということで、これで昼になりますんで、休憩をとります。もう少し答弁の内容を整理して。

○齊木委員長 会派代表者会議が1時から4時まで、その後に議案の検討を再開させてもらってもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ、そのようにいたします。会派代表者会議が済み次第。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○齊木委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第36号に係る資料の提出がありましたので、タブレットの議案第36号のフォルダに記載してあります。御確認ください。

それでは、議案第36号について、中廣産業環境部長から説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 今回の農業委員の改正に伴いまして、委員の推薦について、前回同様、3年前の制度導入と同様に各自治連のほうへ赴きまして、適任者の推薦というのを依頼しております。今回、依頼をさせていただいております各地区、各自治連での適任者の推薦というのを基本としつつ、公募であることから、今回、結果としては全ての自治連からの推薦はありませんでしたが、定数19名に対して21名の応募があり、自薦の方、他薦の方、他の農業団体からの推薦をされた方、そういった方の応募がございました。

その21名に対して候補者選考委員会で選考したわけですが、その選考の基準の中に、お手元のほうに追加の資料を出させていただきましたが、農業委員候補者の評価基準というところで、(1)の評価項目のところ、認定農業者であるかないかといったところで加点を10点入れております。それから、2番、3番、4番、5番とありますけど、3番のところは農業者が組織する団体の推薦を受けているかといったところに農業団体と2番目に地域で組織する団体、コミュニティセンター単位の住民自治組織、ここで加点をして対応しております。そして、書類審査が60点、面接審査が40点ですけど、ここについては書類審査と面接審査、それぞれの審査を行い、高い順から候補者を選定しております。ここでは、やはり人物選考ということになります。

結果として、審査結果が19名のうち8名の方が認定農業者であり、2名の方が準ずる者という結果になりました。ということで、認定農業者が過半数に満たないということで、例外規定を設けて過半数とさせていただきたいということで、今回、提案をさせていただいております。

○齊木委員長 はい、ありがとうございます。

今の説明でよろしゅうございますか。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ、ないようですので、以上で議案第36号に対する質疑を終結いたします。

議案第28号の固定資産税の状況をお願いします。

行政農政課長。

○行政農政課長 施設譲渡に係る固定資産税は今かかっているということで、譲渡先と話してお

りますけども、基本的に堆肥センターについては、3方を囲まれておらないため、固定資産税が課税されないというのを課税課のほうで話を聞いておりますので、要するに管理棟等について、一部のものについては課税がされます。されると聞いております。ですが、ほかのものについては課税はされないということです。

○齊木委員長 管理棟建物、そういうものについては課税が若干あると、それに関してはないということです。これは安芸高田市のほうで、そこの方が払うということでわかりました。

今の説明で、皆さん、御討議ございますか。28号です。

○新家委員 安芸高田だけじゃなくて、三次市への固定資産税もかかるところがあるとおっしゃったじゃないですか。あれもそうなんでしょう。だって、そういうなに該当するものはあるんでしょう。安芸高田市だけじゃなくて、三次市の課税対象となる建物も、今回譲渡されるんでしょう。

○中廣産業環境部長 はい、そうです。

○齊木委員長 ほいじゃ、金額については答えられない。

それでは、よろしゅうございますか。

それでは、産業環境部、農業委員会事務局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○齊木委員長 説明していただきます。議案第30号、三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

坂井建設部長。

○坂井建設部長 それでは、建設部にかかわる議案について説明をさせていただきます。まず、都市建築にかかわる議案として説明させていただきます。

それでは、議案第30号、三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明させていただきます。

本案は、都市公園である三次市畠敷公園の敷地を八次コミュニティセンター移転用地として活用する計画を受け、三次市畠敷公園を廃止することに伴い、関係条例である三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、三次市畠敷公園を本条例から削除しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 面積が幾らか。今の八次コミュニティセンターの今回建設予定地の場合、どれくらいの敷地になるんでしょうか。

○齊木委員長 坂井建設部長。

○坂井建設部長 コミュニティセンターの敷地としては3,760平米を予定しております。それから、残りの広場については、若干造成もありますけども、全体の公園面積としては9,396平米でございました。今度広場として活用するために若干造成を行うということがありまして、広場の面積

としては約6,760平米程度、細かい数字はちょっとありますけども、そういったところがございます。

○齊木委員長 造成を含めて6,760が残地と。

新家委員。

○新家委員 今の畠敷公園そのものをそっくりもう全部、コミュニティセンターの用地として提供されて、足りないところはまた別途と。これが全部そっちに移るんでしょう。だから、今度廃止という。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 おっしゃるとおり、畠敷公園の先ほど申しました9,396平米につきまして全てを廃止いたしまして、廃止したものの中から3,760平米をコミュニティセンターの敷地、残ったものプラスグラウンドの形がいびつになりますもんですから、一部を造成をいたしまして少年サッカーの使用に耐える形状に拡幅するということで、6,757平米がグラウンド部分ということでの使用となります。

○齊木委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

伊藤委員。

○伊藤委員 このグラウンドは今度公園でなくなるわけで、管理の仕方がどういう管理者になるのか。コミュニティの管理者になるのか。

○齊木委員長 白石部付課長。

○白石建設部付課長 グラウンドにつきましては、コミュニティセンターの附属のコミュニティ広場ということで、コミュニティセンターのほうで管理をとということになります。

○齊木委員長 ほかに質疑は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ、ないようですので、以上で議案第30号に対する質疑を終結いたします。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 次に、議案第29号、三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明を願います。坂井建設部長。

○坂井建設部長 それでは、議案第29号、三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)について御説明させていただきます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、関係条例である三次市道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

その主な内容は、道路法施行令の地価及び物価変動に伴う占用料徴収額の見直しに準じ、本市条例の徴収額の改正を行おうとするものであります。なお、道路法施行令につきましては、国土交通省が平成30年度に行った固定資産税評価額の評価がえ等によりまして、区分ごとに定めてられた占用料が改定になりまして、国においても令和2年4月から適用されるものです。

本市においては、表にありますように約150万円の増額となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 2枚目の7円とかという数字があります。あれは何に対して7円か。

○齊木委員長 清古土木課長。

○清古土木課長 いろいろ占有物件の項目ごとに占有料が設定されておりまして、7円のところが出るのは、祭礼とかで出される旗竿とかが。

○齊木委員長 ほかに質疑ありませんか。

片岡委員、どうぞ。

○片岡委員 会計のほうには平成30年度までの固定資産税評価変えのほうに評価額の評価変えということですが、これを見ると2万以上はかかるような物件があるんじゃないけど、そんな高い評価変えがあったんかどうか。それはどうして何だろうと思うんですが、それでこれは評価変えであれば、3年に一遍なんですけど、評価額が本当に上がったんかどうか。

○齊木委員長 清古土木課長。

○清古土木課長 そうですね、先ほども説明をさせていただいた地価の評価でありますとか、あと地価に対する賃料の水準と、そこらを調査されたものが反映されておりまして、国のほうが決定されたものに準拠してこのように改正しておりますというものになります。

○齊木委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ、ないようですので、以上で議案第29号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第37号、市道路線の認定についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。坂井建設部長。

○坂井建設部長 議案第37号、市道路線の認定について御説明させていただきます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道櫃田201号線ほか2路線の市道認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めようとするものでございます。

市道櫃田201号線は、林道比和新庄線として現在管理されている道路で、平成13年度に事業完了し、平成14年1月に緑資源公団から三次市、旧君田村でございますけども、に管理を移管されたものでございます。現在は、本市君田町櫃田地区と庄原市口和町竹地谷地区を連絡する集落間道路として主に利用されておりまして、三次市市道路線認定事務処理要綱に定める認定基準を満たす路線でございます。

続いて、市道峠上185号線は国道375号の改良に伴い建設された関係戸数2世帯の取りつけ道路でございます。現在、広島県から移管を受け、三次市する公衆用道路となっております。本路線は、三次市市道路線認定事務処理要綱に定める認定基準を満たす路線となっております。

続きまして、市道川地257号線は、現在農道として管理されています。県道三次三和線にアクセ

スするための主要な通路として利用されている状況です。本路線は、三次市市道路線認定事務処理要綱に定める認定基準を満たす路線ということで、今回提案をさせていただいたものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

亀井委員。

○亀井委員 櫃田の201号線については、今の比和新庄線、広域林道ですよ。それと、今からの広域林道については、みな市道に認定されるんですか。

○齊木委員長 清古土木課長。

○清古土木課長 そうですね、林道としての機能とほか生活道路としての意味ということで、認定をしていくようになってくるのではないかというふうには今考えておりますけども、一応県との協議の中で、引き渡し後8年後に市道のほうへ移管するという決まり事がありますので、そういったことで随時やっていくようになってくるとは、今考えておるところでございます。

○齊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 説明漏れはないですか、清古課長。

それでは、ないようですので、以上で議案第37号に対する質疑を終結いたします。

建設部の皆さん、ありがとうございます。

(執行部退室)

○齊木委員長 続いて、10分後、2時10分に1階玄関へお集まりください。

午後 1時59分 休憩

午後16時 5分 再開

○齊木委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をします。

今回は議案9件を採決します。

初めに、議案第16号、三次市森林環境譲与税基金条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結をいたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、三次市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする
ことに関する同意について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は同意すべきものと決しました。

次に、議案第37号、市道路線の認定について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わりました。

次に、委員長報告についてですが、報告に記載したい意見があればお願いします。

亀井委員。

○亀井委員 議案第26号について、委員長報告につけてもらいたいのが、県の動向及び所有者の意向調査を待つて策定しなくてはならないものがあるが、それでも県の動向とか意向調査を待たずに

できるようなものはどんどん早くから計画策定をすべきというものをつけてほしい。例えば人材育成とか啓発とかというのは、県の意向を待たずにできるんで、できりゃ早く。

○齊木委員長 もう一回。

○亀井委員 県の動向や所有者の意向調査を待って計画を策定するものもある。策定しなくてはならないものもあるが、県の動向や意向調査を待たずにできるものがあれば、三次市としてできるものがあれば、早く計画をすることというのをつけてください。特に人材育成やら啓発について、その関係について。

○齊木委員長 亀井委員の御意見を委員長報告に記載することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ほかに御意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ、委員長報告の案文作成につきましては正副委員長に御一任いただきますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の日程を終わりましたが、皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。なお、明日の委員会は休会とします。お疲れさまです。

午後 4時55分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月5日

産業建設常任委員会

委員長 齊木 亨